

## 情報商材リスク考慮

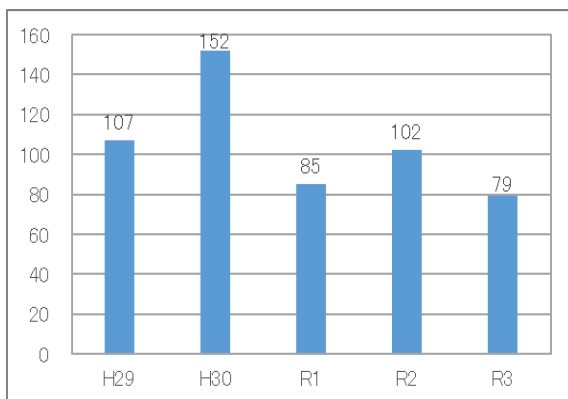
副業や投資でもうけるためのノウハウと称した「情報商材」に関するトラブルが増えています。軽い気持ちでインターネット検索をした結果、高額な契約につながってしまう場合もあります。

▼副業ランキングのサイトで、上位に載っていた副業のマニュアルを購入した。マニュアルだけでは詳しい内容が分からなかったため、事業者からの電話で説明を受けた。今なら割引がされるなどと言われ、高額なサポート契約を結んでしまった。  
(30代・男性)

▼簡単にもうかるというインターネットの広告を見て、情報商材を購入した。高額なプランほどいろいろなサポートが受けられると言われ、高い金額のプランの契約をしたが、指示通りに作業してももうからないので解約したい。(50代・女性)

▼SNS（交流サイト）で知り合った人から、無料アプリの電話機能を使って情報商材についての説明を受け、契約した。その後、SNSで私と同じような情報商材の契約をしたが「もうからない」という投稿を見て、だまされたと思うようになった。解約したい。(20代・男性)

簡単にもうかる、返金保証がある、誰でもできる、サポートが受けられるなど、うまいもうけ話が本当にあるのでしょうか。高額な教材やサポートの契約をしてももうからない、サポートが受けられないなど、事前の説明と違うという相談を多く受けています。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた情報商材に関する相談件数

副業や投資のノウハウを得るための情報商材は、実際には高額な価格に見合わないものが多くあります。契約の内容やリスクを理解した上で、必要がなければ、勧誘を受けても断りましょう。

お金がないと言って断ると、すぐに元が取れると言われて消費者金融で借金するように勧められることも多くありますが、そこまでのリスクを背負ってまで契約しないようにしましょう。

契約の状況によっては、クーリングオフや契約の取り消しができる場合もあります。疑問に思う場合、判断に困る場合には、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8:30～17:00 土曜日9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。